

公民連携対話窓口「いっしょにやらいや」提案事業

米子市公会堂前大型LEDビジョンを利用した情報発信事業

提案募集要項

令和4年8月
鳥取県米子市

**公民連携対話窓口「いっしょにやらいや」提案事業
米子市公会堂前大型LEDビジョンを利用した情報発信事業実施要項**

1 事業趣旨

米子市公会堂敷地内（屋外）に大型LEDビジョン（以下、「ビジョン」という。）を設置・管理する事業者が、ビジョンへの広告の掲載を希望する者の募集及び当該広告の掲載を行うとともに、事業者と市が連携して行政情報を発信し、市民サービスの向上及び地域活性化に資することを目的とする。

2 事業名

米子市公会堂前大型LEDビジョンを利用した情報発信事業

3 事業内容

別紙「米子市公会堂前大型LEDビジョンを利用した情報発信事業仕様書」のとおり。

4 事業実施期間

ビジョンの設置期限を令和5年3月31日とし、事業実施期間は10年以内で事業者が提案する期間とする。

5 動画広告について

動画広告の内容は、米子市市有財産への広告掲載等に関する要綱（平成17年10月7日施行）に定めるところによる。

6 応募資格

応募事業者は、次に掲げる事項のいずれにも該当せず、社会的信用及び実績を有する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く）
- (3) 国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けている者
- (4) 本市の市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者

7 提出書類等について

- (1) 提出先

米子市経済部文化観光局文化振興課

郵便番号 683-8686

鳥取県米子市東町161番地2（米子市役所第2庁舎3階）

電話 0859-23-5436

(2) 提出期限

令和4年9月26日(月) 午後5時15分必着

(3) 提出方法

持参又は郵送並びに信書便で提出してください。郵送の場合は、令和4年9月26日(月)の消印までを有効とします。なお、ファクシミリ及び電子メールによる提出は受理しません。

(4) 提出書類

①参加申込書(様式1)

②提案書(様式2)

③委任状(様式3)

④参加資格に関する申立書(様式4)

⑤役員等調書兼照会承諾書(様式5)

⑥提案概要書(様式6)

⑦事業者(会社)概要(任意様式)

⑧事業実績調書(任意様式)

※本事業と同種又は類似の事業を実施している場合、実績と成果についてその内容を記載したもの。

(5) 質問及び回答について

質問事項を記載した質問書(様式7)を、令和4年9月1日(木)午前8時30分から同9月8日(木)午後5時15分までにファクシミリまたは電子メールで送付してください。回答は、同9月15日(木)午後5時15分までに市ホームページに掲載します。

送付先 米子市経済部文化観光局文化振興課

FAX: 0859-23-5414

Eメール: bunka@city.yonago.lg.jp

8 審査方法及び優先交渉権者について

別添「審査方法及び優先交渉権者等の決定について」を参照してください。

9 基本協定及び契約の締結について

優先交渉権者は、本事業の実施に当たり、交渉が整った後、基本協定及び公有財産借受契約を本市と締結します。優先交渉権者が応募グループとなる場合は、代表構成員又は構成員が設立した特別目的会社などと締結します。

当該契約等を締結すると、優先交渉権者は「事業者」の地位となります。

(1) 基本協定の締結

本市と優先交渉権者は、本事業の実施に当たり必要な事項を定めた基本協定を締結します。

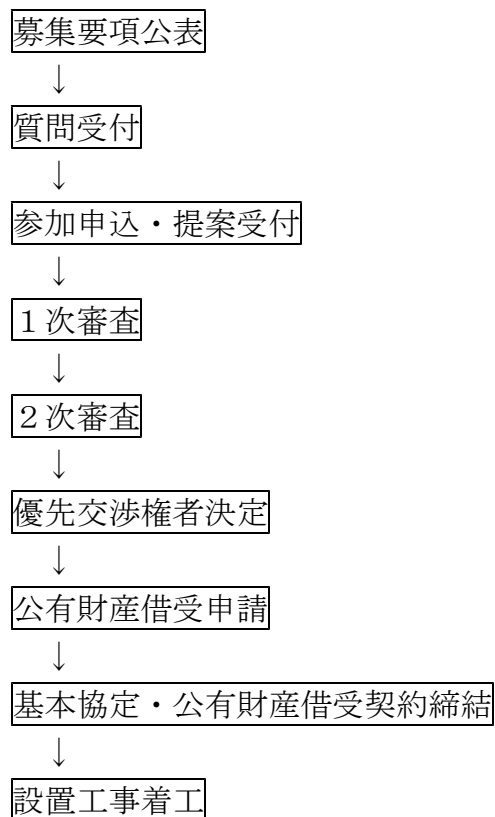
(2) 公有財産借受契約の締結

本市と優先交渉権者は、上記の基本協定に基づき、公有財産借受に関する契約を締結します。

(3) 協定の内容

協定の内容については、本市と優先交渉権者（事業者）が協議の上、審査委員会の審査結果を尊重しながら定めるものとします。

10 応募手続き及び提案受付の流れ



事項	時期
募集要項公表	令和4年8月31日（水）
質問受付期間	令和4年9月1日（木）から令和4年9月8日（木）
参加申込及び提案書受付期間	令和4年9月16日（金）から令和4年9月26日（月）
1次審査（参加資格要件審査）	令和4年9月27日（火）から令和4年9月29日（木）
2次審査（プレゼンテーション）	令和4年10月4日（火）から令和4年10月12日（水）の間で指定する日時
優先交渉権者決定	令和4年10月19日（水）
公有財産借受申請提出 基本協定・公有財産借受契約締結	令和4年10月下旬 予定

※上記のスケジュールは変更となる場合があります。

11 その他

- (1) 提出書類についての作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 提出期限後の問い合わせ、書類等の追加・修正には原則として応じません。
- (3) 提出された書類の返却は行いません。
- (4) 提出物の著作権はすべて応募者が保有しますが、本市は、これを市議会・報道機関等への情報提供及び本市の広報媒体での掲載のために無償で使うことができるものとして扱います。
- (5) 応募者から提出された資料等については、米子市情報公開条例（平成17年条例第22号）の対象となり、同条例第7条各号に規定する事項（非公開情報）を除き、公開する場合があります。
- (6) 提案書作成、提案書提出及びその他これに関連する事項につき、故意又は過失のいかんを問わず、応募者が第三者に損害を生じさせても、本市は一切これを補償しません。
- (7) 本市から提供された募集要項及び関連資料等は、本提案書関係書類作成のために利用する以外は利用を認めません。